

## 胎内市防災行政無線システム再整備事業基本・実施設計業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

本要領は、胎内市防災行政無線システム再整備に係る基本設計及び実施設計業務委託を発注するため、柔軟な発想力及び設計能力を有する受注者を、公正かつ公平な方法で選定することを目的として、公募型プロポーザルを実施することに関し、必要な事項を定めるものである。

### 2 委託業務の概要

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 業務名  | 胎内市防災行政無線システム再整備事業基本・実施設計業務委託                          |
| (2) 業務内容 | 別紙「胎内市防災行政無線システム再整備事業基本・実施設計業務委託特記仕様書（以下「仕様書」という）」のとおり |
| (3) 選定方式 | 事業提案書の公募によるプロポーザル方式                                    |
| (4) 履行期間 | 契約締結日から令和5年3月20日（月）まで                                  |
| (5) 予算概要 | 12,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を限度とする。                      |

### 3 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとするものは、次の全ての要件に該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないものであること。
- (2) 胎内市からの指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 本件の実施周知の日以後に、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないものであること。
- (4) 本件の実施周知の日以後に、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないものであること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は第6号に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する団体でないこと。
- (6) 法人税、法人事業性、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程（平成17年告示第14号）第6条第1項に規定する入札参加資格者名簿（令和3・4年度）に登録されているものであること。
- (8) 過去10年間に於いて、信越総合通信局管内におけるデジタル防災行政無線の設計実績（元請）を有すること。
- (9) 「特記仕様書」に示す要件を満たした技術者を、本業務に配置できること。
- (10) 以下の実験局免許を有し、電波伝搬調査が可能であること。
  - ① 同報系防災行政無線設備（デジタル同報無線 60MHz 帯）
  - ② 移動系防災行政無線設備（デジタル移動無線 260MHz 帯）
- (11) 電波伝搬調査に使用する実験試験局は、電波法及び電波法施行規則に基づいた実験試験局の免許を受けたものであること。
- (12) 本件提案審査を経て本件業務を受託するに至った者は、設計施工分離及び中立性確保の観点から、その後に予定している同防災行政無線システム再整備事業実施工事等の一連の手続きにおいて、当事者として参加できない。受託者の「関連会社」（注）も同様とする。

（注）：財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年十一月二十七日大蔵省令第8条第8項に定めるものをいう）。

#### 4 参加者の失格

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 本要領に定める手続きを遵守しない場合
- (2) 選定委員との不適切な接触が確認された場合
- (3) 提出種類に虚偽の記載をした場合

#### 5 スケジュール

項目	日程
公募要領等の公開開始	4月13日(水)
公開内容について質疑受付	4月13日(水) ～4月20日(水) 午後5時必着
公開内容について質疑回答	4月25日(月)
参加希望票受付	4月13日(水) ～5月2日(月) 午後5時必着
辞退届の提出期間	4月14日(木) ～4月26日(火) 午後5時必着
指名通知書発送	5月10日(火)
提案書類受付	5月11日(水) ～5月20日(金) 午後5時必着
第1次審査(書類審査)	5月23日(月) ～5月26日(木)の間を予定
第1次審査結果・プレゼンテーション日程通知	5月27日(金)
第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)	6月6日(月) ～10日(金)の間を予定
選考結果の通知及び公表	第2次審査終了後、通知及び公表
契約	6月中旬頃

#### 6 質問及び回答

質問については、電子メールにて質問書を提出すること。

※メールによる質問以外は受け付けない。

##### (1) 質問書の提出

- ① 提出書類 (様式2) 質問書
- ② 提出期限 令和4年4月20日(水) 午後5時必着
- ③ 提出先 〒959-2693 新潟県胎内市新和町2番10号  
胎内市総務課防災対策係
- ④ 提出方法 電子メール protection@city.tainai.lg.jp  
メール件名は「胎内市防災行政無線システム再整備(質問書)」とする。

##### (2) 回答方法

令和4年4月25日(月)までに、質問書を提出している業者に電子メールで回答し、全質問については質疑応答がまとまり次第、ホームページに掲載する。

## 7 参加希望票の提出

当プロポーザルに参加しようとする者は、以下のとおり参加希望票を提出しなければならない。

- (1) 提出書類 (様式1) 参加希望票
- (2) 提出期限 令和5年5月2日(月)午後5時必着
- (3) 提出先 〒959-2693 新潟県胎内市新和町2番10号  
胎内市総務課防災対策係
- (4) 提出部数 1部
- (5) 提案方法 持参、郵送(上記期限必着のこと。)
- (6) 参加の可否 令和4年5月10日(火)に指名通知により参加の可否を通知する。

## 8 提案書の提出及び提案項目

### (1) 提案書類

様式	書類名
提案様式第1号	「胎内市防災行政無線システム再整備事業基本・実施設計業務」 提案書(表紙)
提案様式第2号	提案者の概要
提案様式第3号	業務実績(類似業務)
提案様式第4号	担当者実績及び業務実施体制
任意様式	提案書の概要書(原則A4サイズ1枚)
任意様式	提案書(20ページ以内)
任意様式	見積書(税抜とすること。)

※ CD等に保存した電子媒体1部も提出すること。

### (2) 提案書作成上の注意

作成にあたっては、別添A「提案書作成要領」を参照のこと。

- (3) 提出期限 令和4年5月20日(金)午後5時
- (4) 提出先 前記「参加希望票」提出先に同じ
- (5) 提出部数 正本1部、副本9部(写し可)
- (6) 提出方法 持参、郵送(上記期限必着のこと)
- (7) その他

- ① 提案書提出後において、記載された内容の追加及び変更は認めない。
- ② 提出された提案書は返却しない。

## 9 選定方法

### (1) 審査委員会

受託候補者の選定は、胎内市防災行政無線システム再整備事業基本・実施設計業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱により、審査委員会が行う。

### (2) 評価事項

審査委員会が作成した評価基準に基づき審査し、重要度に応じ項目ごとに配点を行う。

書類審査においては、業務実績、担当者実績、見積書を判断要素として提案資格者を3社程度選定し、日時、会場を通知した上でプレゼンテーションを行う。書類審査により落選した事業者へもその旨通知する。

プレゼンテーション（最終審査）においては、提案資格者（3社程度）のプレゼンテーションの内容を判断要素として、最も高得点を獲得したものを最優秀事業者とする。なお、選定結果を公表する必要があること、また最優秀事業者が辞退した場合の次点事業者の確認を速やかに行うことが可能なよう最優秀事業者以外についても得点順に順位付けを行う。

### (3) プレゼンテーション実施の注意点

- ① 事前に提出された提案書に沿って説明を行うこととし、提案書以外の資料の配布は原則認めない。本要領、仕様書を十分に理解した上で説明を行うこと。
- ② 出席する者は、構築・運用業務に直接携わる者であること。また、プレゼンテーションは、当該業務の管理技術者及び担当技術者が行うこと。
- ③ 出席可能人数は、最大2名までとする。
- ④ プレゼンテーションの時間は、1社あたり30分（説明20分、ヒアリング10分）とする。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症対策としてオンラインで実施する場合もあるため留意のこと。
- ⑥ オンラインで実施する場合は「Zoom」を利用する予定であり、提案資格者は事前にアプリケーションをインストールしておくこと。オンラインで実施する場合の「Zoom」への招待は事務局から行う。なお、使用する機器は各提案者が準備すること。

### (4) 評価基準

別紙「胎内市防災行政無線システム再整備事業基本・実施設計業務プロポーザル評価基準」のとおりとする。

## 10 選考結果の通知

選考結果は、第2次審査終了後、速やかに提案者全員へ通知し、胎内市ホームページに公表する。結果についての提案者からの問い合わせは一切応じない。

## 11 その他

提案に要する一切の経費は、提案事業者の負担とする。

## 12 選考結果の通知

胎内市は、本要領により選定した事業者と本業務の委託契約を締結する。

## 13 担当部署

担当部署：胎内市 総務課 防災対策係（担当：渡辺、桐生）

E-mail：protection@city.tainai.lg.jp

住所：〒959-2693 新潟県胎内市新和町2番10号

電話：0254-43-6111（代表）（内線：1312）

FAX：0254-43-5502

## 提案書作成要領

### 1 業務実績、担当者実績及び業務実施体制

#### (1) 業務実績 (別記様式 3)

過去 10 年間における類似業務のうち、高い自己評価を行っている実績について記述すること。(複数記載可)

- ①「受注金額」は、契約金額を記入。
- ②「業務期間」は、委託を受けた契約期間を記入。
- ③「業務概要」は、委託を受けた業務の概要を記入。
- ④「成果・特色」は、成果や特色等を記入。

#### (2) 担当者実績及び業務実施体制 (別記様式 4)

- ①「所属・職名」は、所属する部署及び役職を記入。
- ②「経歴等」は、最終学歴(専攻)・職歴等の経歴を記入。
- ③「専門分野」は、本業務において担当・研究する職種・活動分野を記入。
- ④「資格等」は、本業務に資する現に保有する資格を記入。
- ⑤「参画した主要業務の概略と担当した分野」は、担当した業務のうち代表的なものについて記入。(複数記載可。)
- ⑥「実施体制及び特徴」は、別途「組織図」を添付すること。

(3) 業務実績、担当者実績及び業務実施体制は、提案書に綴じ込まずに、別に提出すること。

### 2 提案書の概要書

提案書の概要書については、提案書の内容を、A4版縦1枚にまとめたものであること。

### 3 提案書

提案内容については、下記に基づき自由記載とし、20 ページ以内でまとめること。

- (1) 提案書の用紙サイズは、原則A4縦版(文字サイズ10.5ポイント)とし、両面印刷とすること。また、提案書は20 ページ以内(表紙・目次、付図等は除く。)とし、ページ数を下部中央(フッター)に記載すること。
- (2) 提案書には、提案者の名称を記載することなく作成すること。
- (3) 参加希望票提出後に、胎内市から連絡する「提案者記号」をすべてのページの上側左側(ヘッダー)に次のとおり記載すること。

【提案者記号：\*\*】

### 4 見積書

- (1) 見積額は、予算上限額を超えないこと。  
また、見積書及び内訳書は、項目別に人件費等の算出根拠も明記すること。
- (2) 見積書は、提案書には綴じ込まずに、別に提出すること。

## 胎内市防災行政無線システム再整備事業基本・実施設計業務プロポーザル評価基準

対象事業者：

No.	評価事項	配点	評価項目	評価基準	配点
■書類審査での評価					70
1	実績及び 業務体制等	50	事務所の業務実績	過去10年間に同種または類似業務の実績がある。	15
2			配置予定技術者の能力	【管理技術者】 過去10年間に同種または類似業務の実績があり、防災行政無線に係る資格を保有している。	15
3				【照査技術者】 過去10年間に同種または類似業務の実績がある。	10
4				【担当技術者】 過去10年間に同種または類似業務の実績がある。	10
5	見積金額	20	見積金額の評価	業務内容に見合った適切な見積金額が揭示されているか。	20
■プレゼンテーションでの評価					130
6	提案内容	125	本事業や業務に対する理解度	本事業の目的や業務内容を理解しているか。	10
7			当市に対する理解度	胎内市の地域特性、既設設備における課題を理解・分析できているか。	15
8			技術提案内容	提案内容が胎内市にとって有益な内容となっているか。	55
9	提案内容の実現性があるか。	45			
10	その他	5	その他	以上に記載の項目のほか、特筆すべき内容があるか。	5
合 計					200